

平成20年 7月16日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平 治



団体交渉の申入れに対する回答

組合事務所等の貸与に関する大学の考え方は、これまでの団体交渉等で再三説明しているとおりであり、これ以上さらに論点整理を行う必要はないと考えます。

ただ、平成19年10月1日以降の組合事務室光熱水費の徴収については、早急に協議する必要があることから、その解決のために交渉を行うことが必要というのであれば、そのための日程調整を行うこと自体はやぶさかではありません。

また、これまで繰り返し大学が貴組合に求めている、組合事務所の使用願の提出及び平成19年4月から同年9月までの間における組合事務室光熱水費の支払いについても、早急に対応していただくよう、併せてお願い申し上げます。

以上